

大崎市民病院（本院） 病院勤務医負担軽減計画（R6）別紙 （医師・医療関係職種・事務職員等の役割分担の詳細）

負担軽減項目	取組条件	取組項目		新規 既設 区分	全体的な 取組目標	令和5年度末の現状	達成 状況	全体の 状況	令和6年度取組目標	
医師と医療関係	平成19年12月28日医政発第1228001号各都道府県知事あて厚生労働省	「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発第1228001号各都道府県知事あて厚生労働省）	事務職員等（看護補助者、委託職員等）関係	診断書、診療録、処方せん等の作成補助の実施	既設	担当員を配置し、業務を実施する	医療クラークが作成補助を担当	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
				主治意見書の作成補助の実施	既設	担当員を配置し、業務を実施する	医療クラークが作成補助を担当	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
				診察・検査予約作業補助の実施	既設	必要に応じて担当員を配置、分担して対応する体制を構築する	全診療科の外来において、医療クラーク・メディカルアシスタントが予約管理補助を担当	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
				ベッドメイキングの実施	既設	委託業者等を活用し、同業務を実施する	委託業者において実施している（シーツ等洗濯含む）	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
				院内物品運搬・補充、患者移送等の実施	既設	院内の物品の運搬・補充について、事務職員等の活用を図る	各部署の定期補充薬品等については、委託業者による受付・配達補充を実施している（発注等は看護補助者が担当）	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	患者の検査室等への移送について、必要度合に応じて、事務職員等の活用を図る	付添看護を必要と判断される患者以外の患者について、メディカルアシスタント等で移送業務を実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
				その他	既設	診療報酬請求書の作成等につき、事務職員等での運用を図る	医療事務委託業者において、請求業務とともに実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	書類や伝票類の整理について、事務職員等での、必要に応じた運用を図る	医療クラーク・メディカルアシスタント等で、診療関係文書の整理、スキャンを行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	医療上の判断が必要でない電話について、事務職員等に対応する	外来受付に関して、窓口電話対応等はメディカルアシスタントで対応している（専門性の高い問い合わせ等は、医師、看護師で対応）	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	検査結果の伝票や画像診断フィルム等の整理について、事務職員等での対応する	紹介元から提供された画像や検査結果は、医療事務委託業者、医療クラーク、メディカルアシスタント等で電子カルテへ取り込みしている（当院実施の検査結果及び画像診断フィルムはデジタル化済）	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	検査室等への患者の案内について、事務職員等での対応する	付添看護を必要と判断される患者以外の患者について、メディカルアシスタント等で案内業務を実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	入院時の案内（オリエンテーション）について、事務職員等での対応する	必要に応じ、看護補助者を活用している	達成	実施中	必要に応じ、看護補助者を活用する
					既設	入院患者に対する食事の配膳について、必要に応じ、事務職員等で行う	必要に応じ、看護補助者を活用している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	受付や診療録の準備等について、事務職員等で行う	窓口電話対応、受付等は事務職員（委託職員含む。）で対応している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					既設	生活保護における医療要否意見書の作成補助について、事務職員等で行う	医療クラークが作成補助を担当している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
既設	研修資料等の用意・準備について、事務職員等での補助を行う	医療クラークをはじめとして、ポスター、レジメの作成等につき、事務職員が医師の指示の下に補助を実施している	達成		実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し				
既設	クラーク所管部署を設置し、推進体制を構築する（医師事務作業補助者等）	クラーク等を主管する係に正職員2名及び非常勤職員2名を配置し運用している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し					
既設	助産師との連携（妊産婦健診・相談、分娩取扱い等）	医師が行う妊産婦健診、相談、分娩等に関して、助産師が積極的に参与する体制を構築する	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し					

負担軽減項目	取組条件	取組項目		新規既設区分	全体的な取組目標	令和5年度末の現状	達成状況	全体の状況	令和6年度取組目標		
医師・看護師等の役割分担	必須	職種・医療関係職種と事務職員等における役割分担	働省医政局長通知）関係	看護職員関係	薬剤の投与量の調節	既設	事前の医師の指示に基づき、指示の範囲内での投与量調節を行う	医師の指示の下、看護職員が実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					静脈注射の実施（教育研修含む）	既設	医師の指示に基づき、静脈注射及び留置針によるルート確保を行う。また、このことについて、院内研修を行う	医師の指示の下、看護職員が実施している。また、研修については、看護部主管のもと定期的な研修を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					救急医療等における診療の優先順位の決定	既設	救急外来等において、看護職員により、優先順位（トリアージ）の決定を行う	医師の指示の下、救急外来等の看護職員が実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					入院中の療養生活に関する対応	既設	医師の治療方針や患者の状態を踏まえ、療養環境の管理につき、看護師の積極的活用を図る	療養環境管理（食事、入浴、清拭等）については、医師の指示の下、病棟看護師が患者状態に合わせて実施しているとともに、医師との緊密な連携体制に基づき、相談等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					患者・家族への説明（慢性疾患患者の療養生活説明を含む）	既設	患者、家族等との十分な意思疎通を図るため、看護職員により、面談による情報収集、補足的説明や療養生活に関する説明等を行う	必要に応じて（医師繁忙時等）、看護職員により患者・家族への説明を行っている（療養生活説明含む）	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
			臨床検査技師関係	臨床検査	既設	採血の実施、検査についての説明	採血業務、検査説明について、臨床検査技師の活用を図る	採血に臨床検査技師も一員として参加し、医師の要請に応じ、検査の説明等もやっている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
			薬剤師関係	薬剤の管理（在庫、与薬等準備）	既設	薬剤の管理（在庫、与薬等準備）	薬剤の管理に関して、薬剤師を主とした物流管理を実施する	薬剤倉庫管理、与薬準備については薬剤師により、その他各現場運搬補充では委託業者により業務を実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
			臨床工学士関係	医療機器のメンテナンス、管理	既設	院内の医療機器管理について、臨床工学士の活用を図る	輸液ポンプ等医療機器につき、臨床工学士の管理を実施している（簡易的な機器修繕を含む）	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
			知「医療あす厚タッポの働省協医政局連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日医政発0430第1号各都道府県）	薬剤師関係	薬剤の投与量等変更や検査オーダーに関する協働体制	既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	抗がん剤に関して、プロトコールの作成及び共同実施をしている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
					薬剤選択等処方に関する医師への提案	既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	薬剤師により指示内容のチェック、提案等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し
		薬物療法に関する薬学的管理の実施			既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	薬剤師により指示内容のチェック、提案等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
		副作用の発現状況等の確認と医師への提案			既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	薬剤師により指示内容のチェック、提案等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
		外来化学療法に関する薬学的管理の実施			既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	薬剤師により指示内容のチェック、提案等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
		入院患者の持参薬に関する薬学的管理の実施			新設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
		抗がん剤等の適切な無菌調整			既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	薬剤師により、抗がん剤等の無菌調整を実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
		医療スタッフに対する薬剤に関する相談体制整備			既設	左の方針に基づき、必要において、薬剤師の活用を図る	薬剤部に情報管理係を設置し、薬剤に関する情報管理及び医師等からの相談等に対応している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
		リハビリテーション関係		医師の指示に基づくリハビリ評価、介入	既設	リハビリ評価、介入の結果を医師・関連職種と共有し、チーム医療体制を構築する	必要に応じて関連職種と連携して実施中	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
				わかりやすいカルテ記載	既設	医師・関連職種が情報収集しやすいよう必要な情報をわかりやすく記載する	部門内でわかりやすく簡潔なカルテの記載方法を検討し、実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し	
			退院時リハビリ指導の実施	既設	医師の指示に基づき再発予防や退院後のリハビリに関する指導を行なう	部門内で各種パンフレットを作成し、退院時指導を実施している	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し		
		管理栄養士関係	医師の包括的指導に基づく一般食（常食）の内容、形態の決定又は変更	既設	医師の指示、パス等に基づき、管理栄養士が主となって実施する体制を構築する	医師の指示、パス等に基づき、管理栄養士が主管して行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し		
特別食の内容、形態に関する医師への提案	既設		管理栄養士との協働体制をもって業務を実施する体制を構築する	特別食指示に関して、管理栄養士が指示内容のチェック、提案等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し				
医師の包括的指導に基づく患者に対する栄養指導の時期判断、実施	既設		医師の指示に基づき、管理栄養士が主となって実施する体制を構築する	医師の指示に基づき、管理栄養士が患者状況等を把握して指導を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し				
経腸栄養療法時の経腸栄養剤の選択、変更等に関する医師への提案	既設		管理栄養士との協働体制をもって業務を実施する体制を構築する	経腸栄養療法指示に関して、管理栄養士が指示内容のチェック、提案等を行っている	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し				
診療放射線技師関係	放射線検査等に関する説明・相談	既設	放射線検査等に関する説明・相談について、必要に応じて、診療放射線技師が実施する	一部の検査につき、診療放射線技師が説明・相談を行っている。また、CT・MRI検査については説明動画を作成中であり、説明者の勤務負担軽減の一助となることを見込んでいる。	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し				
その他	医療ソーシャルワーカー(MSW)、診療情報管理士等の活用	既設	MSW、診療情報管理士を、必要に応じて配置し、医療相談、後方支援、DPCコーディング、診療情報管理等を行う	MSW、診療情報管理士を、必要に応じて配置し、医療相談、後方支援、DPCコーディング、診療情報管理等を行う	達成	実施中	現状の継続又は必要に応じた見直し				

負担軽減項目	取組条件	取組項目		新規既設区分	全体的な取組目標	令和5年度末の現状	達成状況	全体の状況	令和6年度取組目標
		タスク・シフト／シェア関連	医政第70号312 医療放射線の安全管理責任者	新設	医療法施行規則の一部を改正する省令に示されている「医療放射線の安全管理責任者」であるが、医療安全を推進する上で、医療放射線管理の専門家である診療放射線技師の積極的な活用が望まれる。				放射線技師が患者と職員の被ばく管理を行い、放射線統括技師長が医療放射線安全管理責任者として管理している
	診療放射線技師法施行規則第15条の2 RI検査のために、静脈路を確保する行為、RI検査医薬品注入後の抜針及び止血を行う行為		新設	診療放射線技師法施行規則第15条の2 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為				技師法第24条の2第2号の改正により、日本診療放射線技師会主催、厚生労働省後援「業務拡大に伴う統一講習会」を受講し、実施可能な承認を受けた診療放射線技師が看護師の代わりに一部行為を行う	
	診療放射線技師法施行規則第15条の2 CTコログラフィの検査手技		新設	診療放射線技師法施行規則第15条の2 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為 三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為				技師法第24条の2第2号の改正により、日本診療放射線技師会主催、厚生労働省後援「業務拡大に伴う統一講習会」を受講し、実施可能な承認を受けた診療放射線技師が看護師の代わりに一部行為を行う	
	診療放射線技師法施行規則第15条の2 造影剤を使用する検査のために静脈路を確保する行為、造影剤を注入するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針および止血を行う行為		新設	造影剤を使用する検査のために静脈路を確保する行為、造影剤を注入するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針および止血を行う行為				技師法第24条の2第2号の改正により、日本診療放射線技師会主催、厚生労働省後援「業務拡大に伴う統一講習会」を受講し、実施可能な承認を受けた診療放射線技師が看護師の代わりに一部行為を行う	
	第16回 推進制度の 移行 令和5年度 3月31日 施行可能な シェア範囲 3月31日 までに		救急救命士関係	救急救命士を採用し、医師・看護師業務のタスクシフト・タスクシェアを推進する	新設	救急救命士を採用し、医師・看護師業務のタスクシフト・タスクシェアを推進する			